

電力・ガス取引監視等委員会 の概要

2018年9月3日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力・ガスの小売全面自由化に伴い、適正取引の確保を図るため、独立性・専門性を有する経済産業大臣直属の組織として、2015年9月、電力取引監視等委員会を設立。
(2016年4月に電力・ガス取引監視等委員会に改称)

厳正な取引監視

①不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）

→必要に応じ、事業者への勧告等を行う

< 例 >

- ・消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- ・送配電部門による中立性を欠く行為

②料金等の審査

< 例 >

- ・託送料金や経過措置小売料金の審査及び事後評価
- ・小売事業者の登録の審査

ルールの建議等

①競争促進や消費者保護のルールづくり

→必要に応じ、経済産業大臣への建議等を行う

< 例 >

- ・各種ガイドラインの作成
- ・電力・ガス改革の詳細制度設計
- ・競争状況の評価や市場活性化策の検討

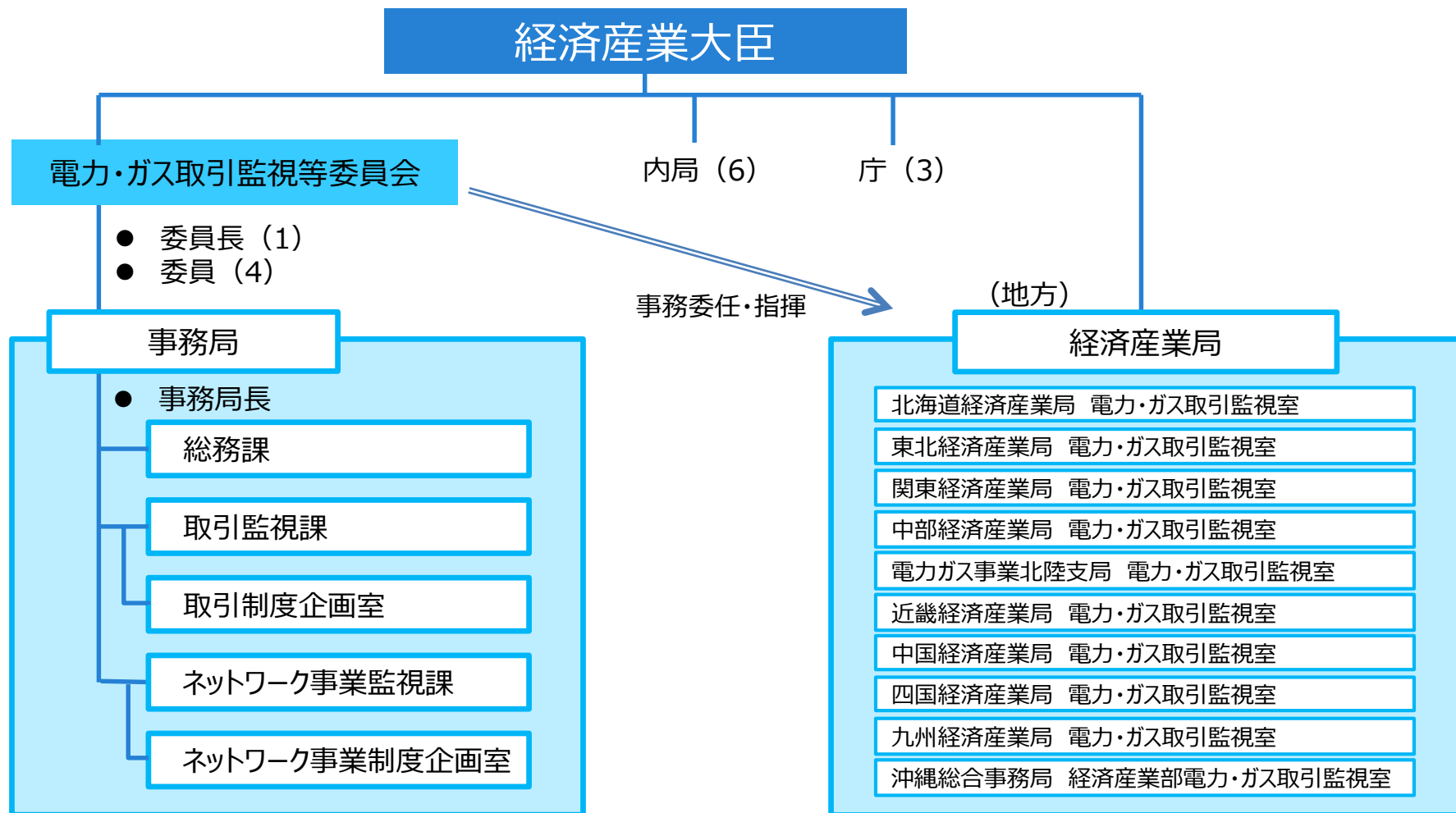
②広報・消費者保護の取組

< 例 >

- ・消費者や事業者向けの周知、相談の受付
- ・国民生活センター等との連携
- ・世界のエネルギー規制機関との連携

委員会及び事務局の体制

- 委員会は、委員長（八田 達夫 大阪大学名誉教授）及び委員 4 名で構成。
- 事務局は、本省 6 4 名、地方局 5 2 名。弁護士や公認会計士等の外部の専門人材を積極的に採用。



委員会の主な活動状況

	2015年9月～ 2016年8月	2016年9月～ 2017年8月	2017年9月～ 2018年8月	合計
委員会（開催回数）	46	55	68	169
専門会合・WG等（※） （開催回数）	28	28	34	90
審査意見（件数）	683	341	集計中	集計中
建議（件数）	6	6	3	15
指導（件数） （数字は年度ベース）	10	80	192	282
勧告（件数）	1	1	3	5

※ 制度設計専門会合、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合
送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG、競争的な電力・ガス市場研究会

ルールの建議

- 委員会は、ルール執行とともに、ルールづくりも行い、経済産業大臣へ建議（15件）。

- ・2018年 6月 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG中間とりまとめを踏まえた託送料金制度見直し
- ・2018年 6月 一般送配電事業者等の法的分離にあわせて導入する行為規制に関する経済産業省令の改正
- ・2018年 1月 「みなし小売電気事業者部門別収支計算規則」の改正
- ・2017年 5月 「電力の小売営業に関する指針」の改定
- ・2017年 2月 「適正な電力取引についての指針」の改定
- ・2017年 2月 「適正なガス取引についての指針」の改定
- ・2017年 1月 ガス取引の監視に必要な情報の定期的な収集
- ・2016年12月 「ガスの小売営業に関する指針」の制定
- ・2016年 9月 「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」の制定
- ・2016年 7月 「電力の小売営業に関する指針」の改定
- ・2016年 6月 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定
- ・2016年 3月 「適正な電力取引についての指針」の改定
- ・2016年 2月 電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集
- ・2016年 1月 「電力の小売営業に関する指針」の制定
- ・2015年10月 小売電気事業及び小売供給を営もうとするものの登録に係る審査基準の改正

事業者への勧告

- 委員会は、不適正な行為の監視を行い、必要な場合、業務改善勧告等を行う。

勧告日	対象事業者	事業	概要
2018年 8月2日	(株)F-Power	電気 (小売)	多数の需要家に対し、説明が不十分なままに中途解約に伴う違約金の適用範囲等を変更し、小売供給契約の変更に際して法に規定する <u>説明義務を果たさなかった</u> 。
2018年 5月16日	東北電力(株)	電気 (送配電)	認可された託送供給約款に定められているにもかかわらず、長期かつ反復・継続的に <u>工事費負担金の算定方法を誤り</u> 、系統接続する発電事業者等への過大請求を多数発生させた。
2018年 3月2日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気・ガス (小売)	電気及びガスの訪問営業及び電話営業において、多数かつ反復・継続的に、法に規定する <u>契約締結前交付書面の需要家への交付を行わなかった</u> 。
2016年 11月17日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気 (小売)	取引所において、 <u>約定価格を上昇させる不適切な入札行動</u> という市場相場に重大な影響をもたらす取引を行い、市場の信頼を害した。
2016年 6月17日	東京電力パワーグリッド(株)	電気 (送配電)	<u>電気使用量の通知遅延</u> により多数の需要家への電気代の請求遅延を招く等の影響が出るなど、電力の適正な取引を阻害した。

電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針

運 営 理 念

委員会運営の礎となる理念

委員会が目指す
エネルギーシステム
(ミッション)

委員会が目指す
組織の姿
(ビジョン)

委員会が重視する
価値観
(バリュー)

中 期 方 針

運営理念を踏まえ、今後3か年程度を見据えた、委員会運営の方向性

現 状 認 識

具 体 的 施 策

2018年6月策定

電力・ガス取引監視等委員会 運営理念

委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く
これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、正確な情報

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、情報収集・発信し、更なる高みを目指す

中期方針(2018~2020)

現状認識

市場はまだ黎明期

- 電力・ガスの全面自由化が実現し、新規参入やスイッチングは増加。電力の市場取引量も徐々に拡大。
- 他方、市場はまだ黎明期。まずは、電力・ガスの新しい仕組みが、広く国民・関係者から信頼を得て、より主体的に活用されることが必要。

市場メカニズムが未成熟

- 市場メカニズムが必ずしも十分機能していない。とりわけ、その時々電気の価値が発信され、市場価格に適切に反映される仕組みがまだできていない。
- 小売事業者の数は増えたものの、市場の流動性が不十分。電力・ガスの調達、新規参入の制約に。
- 今後数年間は、卸、小売、需給調整などシステム全体に市場や競争の基盤を整えていく重要な時期。

NWの構造改革が必要

- NWの在り方は、市場や競争の基盤として、全体の改革の鍵となる。
- 再エネ拡大等のニーズに適切に対応しつつ、NW部門が、中立的・安定的・効率的に業務を推進する仕組みを作っていくことが重要。

市場への信頼を守る

(1) 需要家を守る

- 厳正な監視（消費者被害等の発見、勧告・指導等の措置）
- 小売登録 ■ 料金審査
- 小売料金事後評価・監視
- 経過措置指定基準の策定

(2) 公正な競争を促進する

- 厳正な監視（相場操縦等の不適正行為の発見、勧告・指導等の措置）
- 相談対応 ■ 監査 ■ 紛争処理
- 市場モニタリング ■ 競争評価

市場メカニズムを適切に活用する

(1) 市場ルールを改善する

- 需給運用及びインバランス料金設計の適正化
- 新たな市場設計への適切な関与（先物市場等）

(2) 市場の流動性を高める

- 電源開発における電源切り出し
- スポット市場活性化（余剰掘出、グロスビディング）
- 先渡市場、時間前市場の活用促進
- LNG基地開放促進 ■ 卸供給促進

(3) 需要家による選択を円滑化する

- スwitching円滑化
- 電源表示ルールの整備

NWの適正性を確保する

(1) 中立性・公平性を高める

- 法的分離に伴う行為規制の詳細設計、その厳格な運用
- 調整力公募の改善
- NWアクセスの促進（逆流託送、個別事案対応）

(2) 効率性・サービスを高める

- 託送料金の厳格な審査、事後評価
- 工事費負担金検証
- 効率性向上インセンティブ設計
- 託送料金制度の見直し（発電側基本料金、立地に応じた割引）

- **監視・評価の高度化**： 競争評価の在り方及び不適正行為の考え方の研究、市場監視システムの強化
- **国際連携の強化**： グローバルな情報収集・発信、国際的なコミュニティへの積極的な参加
- **将来課題の探求**： 蓄電池、EV、P2P等、情報化や新技術の普及に伴う制度的課題の発掘

PDCAサイクルにより、不断に見直す

具体的施策

(参考) エネルギーシステム改革の概要

エネルギーシステム改革の目的

1

安定供給を確保する

震災時の経験を踏まえ、地域をつなぐ送電網の増強、需給調整能力の向上等を通じて、**地域を越えた電気のやりとりを促進**。また、ガスについても、**都市ガス導管網の整備・相互接続を促進**。

2

料金を最大限抑制する

エネルギー事業者間の競争や、**他業種・他地域からの参入を促し**、料金を最大限抑制。

3

需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家のニーズに**多様な選択肢**で応える。また、**他業種・他地域からの参入**、**新技術等の活用を通じてイノベーションを誘発**。



エネルギー産業の**産業競争力を強化**し、
国際展開を通じて、**海外市場の開拓・獲得**を実現

平成27年
(2015年)
4月1日

平成28年
(2016年)
4月1日

平成29年
(2017年)
4月1日

現在

平成32年
(2020年)
4月1日

平成34年
(2022年)
4月1日

【電力】

第1段階
(広域的運営
推進機関設立)

第2段階
(電気の小売
全面自由化)

第3段階
(送配電部門
の法的分離)

(料金の経過措置期間)

(事業者ごとに競争
状態を見極め解除)

【都市ガス】

ガスの小売
全面自由化

導管部門
の法的分離
(大手3社)

【市場監視委員会】

平成27年(2015年)9月1日

電力取引監視等
委員会の設立

ガス・熱についても
業務開始
(電力・ガス取引監視
等委員会への改称)

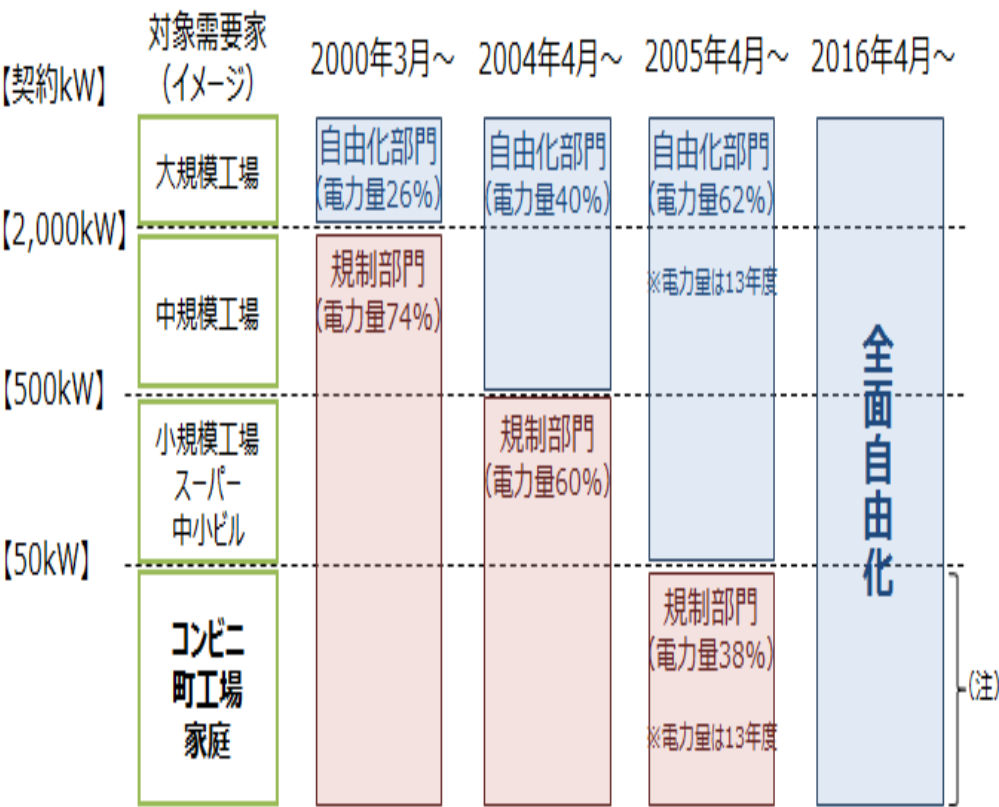
料金規制
の撤廃

競争状態が不十分な事業者
においては料金規制を残す

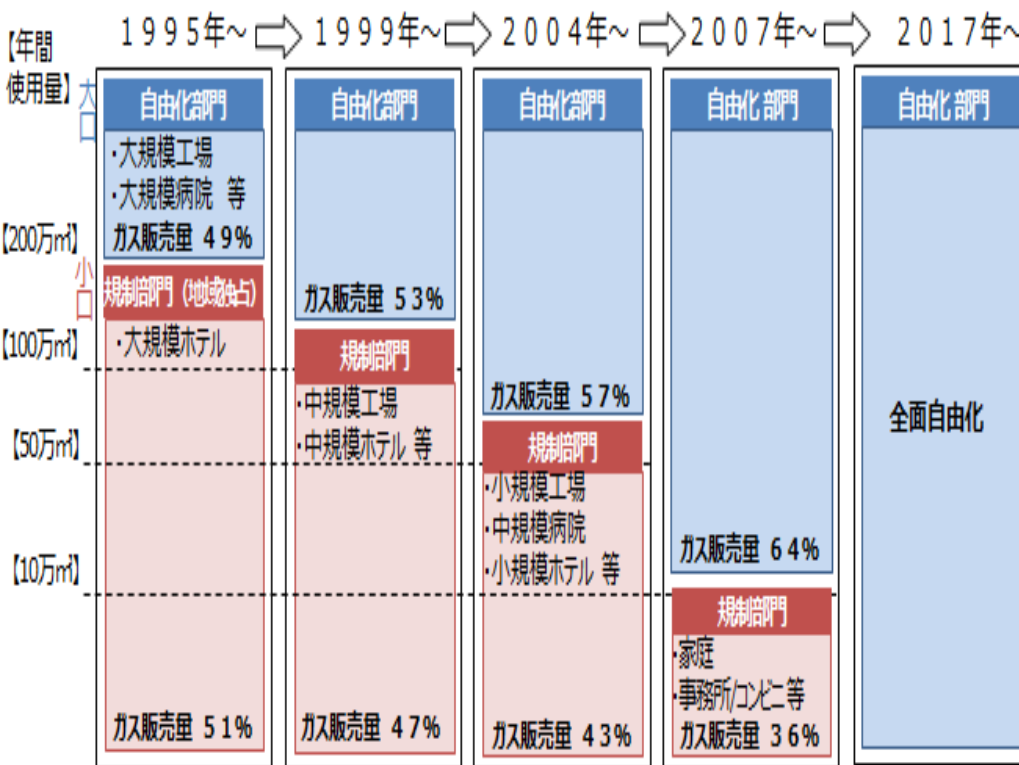
小売全面自由化の経緯

- 電力については、2000年以降、段階的に小売自由化（新規参入）を実施。
- 都市ガスについては、1995年以降、段階的に小売自由化（新規参入）を実施。
- 電力は2016年4月から、都市ガスは2017年4月から、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。

電力小売自由化の経緯



ガス小売自由化の経緯



(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展していない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。
(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（2014年度実績）。

小売全面自由化によって開放された市場

- 小売参入全面自由化によって、これまで独占的に供給されていた約8.1兆円の電力市場と約2.4兆円のガス市場が開放。全国で、電力では約8500万件、ガスでは約2600万件の家庭等の小口需要家が潜在的な顧客になり、企業にとって大きなビジネスチャンスとなる。
- 電力とガス等の組み合わせ販売、インターネットでの料金サービス比較など、需要家の選択肢拡大を図る多様なサービスが提供されている。

電 力		ガ ス	
自由化部門		2016年4月より前から自由化されて いる電力市場 (契約：50kW～2,000kW)	
 大工場・大ビル	 ビル・中小工場	市場規模 8. 8 兆円 契約数 7 9 万件	
		市場規模 1. 7 兆円 契約数 1. 1 万件	
規制部門		2016年4月以降新たに自由化された 電力市場 (契約：～50kW)	
 商店	 住宅	市場規模 8. 1 兆円 契約数 一般家庭部門 7, 7 3 2 万件 商店・事業所等 7 3 0 万件	
		市場規模 2. 4 兆円 契約数 一般家庭部門 2, 4 6 8 万件 商店・事業所等 1 2 1 万件	

(備考) 電力市場については、固定価格買取制度の賦課金収入など、上記のいずれの区分にも分別されない収益がある。

(参考) 主な電力自由化先進国における取組状況

- 欧米など諸外国は、1990年代後半以降、試行錯誤しながら電力システム改革を推進。
- 日本は後発だが、諸外国の経験を活かして改革を進められるメリットあり。



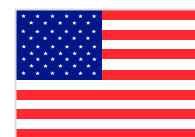
ドイツ



英国



フランス



米国



日本

小売自由化

1998年に
全面自由化

1999年に
全面自由化

2007年に
全面自由化

州によって異なる
(15の州と特別区で
全面自由化)

2016年に
全面自由化

発送電分離

2000年

1990年

2005年

州によって異なる
(全面自由化した州では機
能分離)

2020年

規制組織

1998年
連邦ネットワーク庁
(BnetzA)

2000年
ガス・電力
市場委員会
(GEMA)

2000年
エネルギー
規制委員会
(CRE)

1977年
連邦エネルギー
規制委員会
(FERC)

2015年
電力取引監視等
委員会
(EMSC)
※電力・ガス取引監
視等委員会
(EGC)に改称